

平成 27 年度第 1 回江田島市総合教育会議 次第

日時：平成 27 年 7 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分～
場所：江田島市役所 2 階 会議室

1 開会

2 構成員等の紹介

3 議事

- (1) 総合教育会議の制度説明について
- (2) 報告第 1 号 報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定について）
- (3) 議案第 1 号 江田島市総合教育会議運営規程案について
- (4) 議事録に署名する者の決定について
- (5) 協議第 1 号 江田島市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について
- (6) その他

4 閉会

平成 27 年度第 1 回江田島市総合教育会議 構成員等名簿

○ 構成員

職 名	氏 名
市長	田 中 達 美
教育委員会委員長	三 島 雅 司
教育委員会委員長職務代理者	樋 上 美由紀
教育委員会委員	柳 川 政 憲
教育委員会委員	今 井 絵里子
教育委員会教育長	塚 田 秀 也

○ 関係者（教育委員会事務局）

職 名	氏 名
教育次長	渡 辺 高 久
学校教育課長	島 藤 邦 子
生涯学習課長	山 井 法 男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木 場 副 行
江田島図書館長兼能美図書館長	木 場 久仁子

○ 総合教育会議事務局

職 名	氏 名
総務部長	山 本 修 司
総務課長	小 栗 賢
総務課 行政係 主任	山 崎 充 宏

平成 27 年度第 1 回江田島市総合教育会議 配席表

江田島市役所 2 階 会議室

教育委員会事務局

- 教育次長 ○
- 学校教育課長 ○
- 生涯学習課長 ○
- 西能美学校給食共同調理場
総括場長 ○
- 江田島図書館
長兼能美図書館長 ○

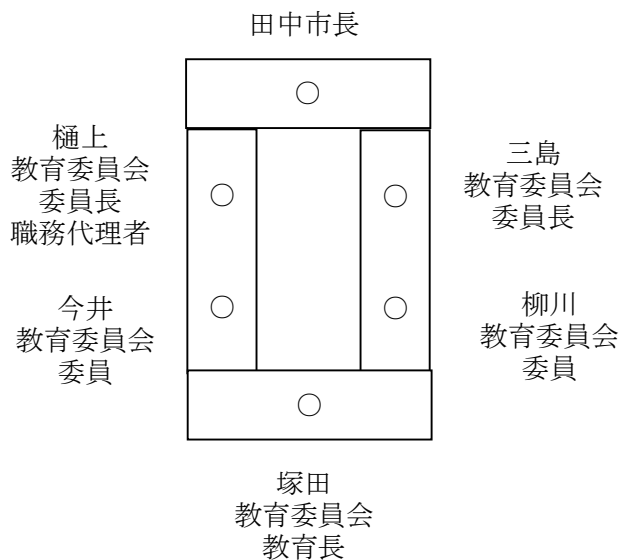
総合教育会議事務局

- 総務部長 ○
- 総務課長 ○
- 総務課 行政係
主任 ○

受付

出入口

傍聴席



総合教育会議の制度説明について

1 概要

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、平成27年度から創設された制度である。

今回の改正は、総合教育会議を設置することによって、教育に関する予算の編成・執行、条例提案など重要な権限を有している市長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものである。

2 内容

(1) 設置及び所掌事項（法第1条の4第1項関係）

ア 設置者

市長

イ 所掌事項

(ア) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(イ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

(ウ) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(エ) (ア)～(ウ)に関する、構成員の事務の調整

(2) 構成員（法第1条の4第2項関係）

市長及び教育委員会

(3) 招集（法第1条の4第3項及び第4項関係）

ア 招集する者

市長

イ 招集の求め

教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、総合教育会議の招集を求めることができる。

(4) 意見聴取（法第1条の4第5項関係）

総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(5) 公開（法第 1 条の 4 第 6 項関係）

原則，公開する。

公開しない場合：個人の秘密を保つため必要があると認めるとき，又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるとき

(6) 議事録（法第 1 条の 4 第 7 項関係）

市長には，総合教育会議の終了後，遅滞なく，総合教育会議の定めるところにより，その議事録を作成し，これを公表する努力義務がある。

(7) 調整の結果の尊重義務（法第 1 条の 4 第 8 項関係）

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については，当該構成員は，その調整の結果を尊重する義務がある。

(8) 運営に関し必要な事項（法第 1 条の 4 第 9 項関係）

総合教育会議の運営に関し必要な事項は，総合教育会議が定める。

報告第1号

報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定
について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い，江田島市総合教育会議を設置する必要が生じたことにより，別紙のとおり江田島市総合教育会議設置要綱（平成27年江田島市訓令第11号）を定めたので，報告する。

平成27年7月21日提出

江田島市長 田 中 達 美

江田島市訓令第11号

江田島市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

江田島市長 田中達美

江田島市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、江田島市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定についての協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 前3号に関する次条に規定する構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項について

は、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条第1号から第3号までの協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合又は会議の公正が害されるおそれがあるとする場合その他公益上必要があると認める場合は、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

江田島市総合教育会議設置要綱について

1 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、同法第1条の4第1項に「地方公共団体の長が総合教育会議を設ける」旨の規定が新設された。そのため、平成27年3月31日に、江田島市総合教育会議設置要綱（平成27年江田島市訓令第11号）を定めた。

2 内容

(1) 設置の目的

市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため。

(2) 所掌事項

- ア 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定についての協議
- イ 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- エ ア～ウに関する(3)に掲げる構成員の事務の調整

(3) 構成員

市長及び教育委員会

(4) 会議

ア 招集

原則 市長が招集

例外 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料す

るときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

イ 意見聴取

会議は、(2)ア～ウの協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

ウ 公開

原則 公開

例外 個人の秘密を保つため必要があると認める場合又は会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認める場合は、非公開とすることができる。

エ 議事録

原則 会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

例外 (4)ウの例外の場合にあつては、公表しないことができる。

3 施行期日

平成27年4月1日

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律における関係規定の施行日と同じ

議案第1号

江田島市総合教育会議運営規程案について

平成27年7月21日提出

江田島市長 田 中 達 美

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、江田島市総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるため、規程を制定したいので、会議の議決を求める。

江田島市総合教育会議運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 招集（第2条・第3条）
- 第3章 会議（第4条—第15条）
- 第4章 傍聴（第16条—第21条）
- 第5章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 江田島市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び江田島市総合教育会議設置要綱（平成27年江田島市訓令第11号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 招集

（招集の方法等）

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を教育委員会に通知して行う。

- 2 教育委員会は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（議事日程）

第3条 市長は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め、教育委員会に配布する。

- 2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、市長は、改めてその日程を定めなければならない。

第3章 会議

（会議の順序）

第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 市長の報告
- (3) 議事の協議
- (4) その他
- (5) 閉会の宣告
(開会等の宣告)

第5条 会議の開会、休憩及び閉会は、市長がこれを宣告する。

(事件の宣告)

第6条 市長は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。

(事件の趣旨説明)

第7条 会議に付議された事件については、その発議者又は提出者がまずその趣旨を説明しなければならない。

(構成員の発言)

第8条 市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）は、前項の規定による説明が終わった後において、当該会議に付議された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合において、教育委員会が質疑し、又は意見を述べるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 教育委員会が発言を求めたときは、その要求の順序に従って市長がこれを許可する。

(採決)

第9条 会議に付議された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、市長が問題を宣告して採決しなければならない。

(採決方法)

第10条 採決は、市長が教育委員会に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、教育

委員会一人一人に賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(動議の提出)

第11条 教育委員会は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、市長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の公開)

第12条 会議は、公開とする。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

(事務局職員の出席)

第13条 市長は、事務局職員を出席させることができる。

(議事録の作成及び署名)

第14条 議事録は、市長が事務局職員のうちから指名してこれを作成させるものとする。

2 議事録には、市長及び会議で決めた教育委員会1人が署名しなければならない。

(議事録)

第15条 議事録には、会議の次第をはじめ、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会、閉会等に関する事項

(2) 出席及び欠席の構成員の氏名

(3) 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名

(4) 市長等の報告の要旨

(5) 議題及び議事の大要

(6) 議題となった動議及び動議を提出した構成員の氏名

(7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨

(8) 議決事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長又は会議において必要と認められた事項

第4章 傍聴

(傍聴の許可)

第16条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び年齢を総合教育会議傍聴人受付簿（別記様式）に記入し、市長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第17条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人数の制限)

第18条 市長は、必要と認めるときは、傍聴人数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第19条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 市長の許可を受けずに、写真機、録音機その他録画又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(傍聴人の退席)

第20条 傍聴人は、前条の規定に違反して市長が退席を命じたとき、又は第12条ただし書の規定により秘密会とすることを市長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

(市長の指示)

第 2 1 条 第 1 6 条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

第 5 章 補則

(その他)

第 2 2 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 7 月 2 1 日から施行する。

別記様式（第16条関係）

総合教育会議傍聴人受付簿

受付年月日	氏名	年齢	住所

江田島市総合教育会議運営規程（案）及び江田島市教育委員会会議規則の比較表

下線部は、江田島市総合教育会議運営規程（案）と江田島市教育委員会会議規則との相違点

江田島市総合教育会議運営規程（案）	江田島市教育委員会会議規則	備考
<p>江田島市総合教育会議運営規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条_____）</p> <p>第2章 招集（第2条・第3条）</p> <p>第3章 会議（第4条―第15条）</p> <p>第4章 傍聴（第16条―第21条）</p> <p>第5章 補則（第22条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 江田島市総合教育会議_____（以下「会議」という。）_____の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び江田島市総合教育会議設置要綱（平成27年江田島市訓令第11号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2章 招集</p> <p>（招集の方法等）</p> <p>第2条 会議の招集は、市長_____があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を教育委員会に通知して行う。</p> <p>2 教育委員会は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を市長_____に届け出なければならない。</p> <p>（議事日程）</p> <p>第3条 市長_____は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め、教育委員会に配布する。</p> <p>2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、市長_____は、改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第3章 会議</p> <p>（会議の順序）</p> <p>第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会の宣告</p> <p>(2) 市長_____の報告</p>	<p>江田島市教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 招集（第3条・第4条）</p> <p>第3章 会議（第5条―第16条）</p> <p>第4章 傍聴（第17条―第22条）</p> <p>第5章 補則（第23条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 江田島市教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）_____に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（会議の種類）</p> <p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月第3月曜日（この日が休日のときは翌日）とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この日以外の日とすることができる。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があつたときに、教育長が招集する。</p> <p>第2章 招集</p> <p>（招集の方法等）</p> <p>第3条 会議の招集は、教育長_____があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を各委員_____に通知して行う。</p> <p>2 委員_____は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を教育長_____に届け出なければならない。</p> <p>（議事日程）</p> <p>第4条 教育長_____は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め委員_____に配布する。</p> <p>2 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、教育長_____は改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第3章 会議</p> <p>（会議の順序）</p> <p>第5条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会の宣告</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 教育長の報告</p>	<p>【方針】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第1条の4第9項に「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とあり、江田島市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）第9条に「会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める」とあることから、江田島市総合教育会議において、定めるものとする。</p> <p>様々な例規のうち、江田島市教育委員会会議規則を参考にして、江田島市総合教育会議運営規程を定める。</p> <p>◆ 要綱第4条に「市長が招集する」とあり、年1～2回程度を想定している。基本的には、毎年開催するものの、時期を特定しているものではないことから、定例会及び臨時会という会議の種類を設けない。</p> <p>◆ 地方教育行政法第1条の4第7項及び要綱第7条に「議事録」とあることから、「会議録」とせず、「議事録」とする。</p> <p>◆ 議事録については、地方教育行政法第1条の4第7項及び要綱第7条で遅滞なく作成して公表するものとしている。年1～2回の会議の開催を想定しており、前回会議録の承認を会議の中で行うと、遅滞なく作成して公表できなくなるため、「前回議事録の承認」を規定しない。なお、市長が議事録を公表するも</p>

<p>(3) 議事の協議</p> <p>(4) その他</p> <p>(5) 閉会の宣告 (開会等の宣告)</p> <p>第5条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>市長</u>がこれを宣告する。 (事件の宣告)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。 (事件の趣旨説明)</p> <p>第7条 会議に付議された事件については、その発議者又は提出者がまずその趣旨を説明しなければならない。 (構成員の発言)</p> <p>第8条 <u>市長</u>及び教育委員会（以下「構成員」という。）は、前項の規定による説明が終わった後において、当該会議に付議された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合において、<u>教育委員会が質疑し、又は意見を述べるときは</u>、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>が発言を求めたときは、その要求の順序に従って<u>市長</u>がこれを許可する。 (採決)</p> <p>第9条 会議に付議された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、<u>市長</u>が問題を宣告して採決しなければならない。 (採決方法)</p> <p>第10条 採決は、<u>市長</u>が<u>教育委員会</u>に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、必要と認めるときは、<u>教育委員会</u>一人一人に賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。 (動議の提出)</p> <p>第11条 <u>教育委員会</u>は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>市長</u>は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第12条 会議は、公開とする。ただし、その議決により秘密会とすることができる。 (事務局職員の出席)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、事務局職員を出席させることができる。 (議事録の作成及び署名)</p> <p>第14条 議事録は、<u>市長</u>が事務局職員のうちから指名してこれを作成させるものとする。</p> <p>2 議事録には、<u>市長</u>及び会議で決めた<u>教育委員会</u>1人が署名しなければならない。 (議事録)</p> <p>第15条 議事録には、会議の次第をはじめ、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会、閉会等に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席の構成員の氏名</p> <p>(3) 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名</p>	<p>(4) 議案の審議</p> <p>(5) その他</p> <p>(6) 閉会の宣告 (開会等の宣告)</p> <p>第6条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。 (事件の宣告)</p> <p>第7条 <u>教育長</u>は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。 (事件の趣旨説明)</p> <p>第8条 会議に付議された事件については、その発議者又は提出者がまずその趣旨を説明しなければならない。 (委員の発言)</p> <p>第9条 <u>委員</u> _____ は、前項の規定による説明が終わった後において、当該会議に付議された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては _____, あらかじめ<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>委員</u> _____ が発言を求めたときは、その要求の順序に従って<u>教育長</u>がこれを許可する。 (採決)</p> <p>第10条 会議に付議された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、<u>教育長</u>が問題を宣告して採決しなければならない。 (採決方法)</p> <p>第11条 採決は、<u>教育長</u>が<u>委員</u> _____ に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>は、必要と認めるときは、<u>委員</u> _____ 一人一人に賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。 (動議の提出)</p> <p>第12条 <u>委員</u> _____ は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第13条 会議は、公開とする。ただし、その議決により秘密会とすることができる。 (事務局職員の出席)</p> <p>第14条 <u>教育長</u>は、事務局職員を出席させることができる。 (会議録の作成及び署名)</p> <p>第15条 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員のうちから指名してこれを作成させるものとする。</p> <p>2 会議録には、<u>教育長</u>及び会議で決めた<u>委員</u> _____ 1人が署名しなければならない。 (会議録)</p> <p>第16条 会議録には、会議の次第をはじめ、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会、閉会等に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席委員 _____ の氏名</p> <p>(3) <u>委員</u> _____ 及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名</p>	<p>のとしており、実質的には、事務局で速やかに公表できるよう事務処理を行う。</p> <p>◆ 地方教育行政法第1条の4第1項、第4項及び第5項並びに要綱2条、第4条第2項及び第5条に「協議」とあることから、「議案の審議」とせず、「議事の協議」とする。</p> <p>◆ 地方教育行政法第1条の4及び要綱第3条の規定により、「構成員」とする。</p> <p>◆ 要綱第5条に「必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる」とあり、市長部局(事務局である総務課を除く。)、教育委員会事務局等の職員は関係者に該当するものとみなし、これらの関係者の出席について、特段の規定を設けない。</p>
---	--	---

<p>(4) <u>市長等</u>の報告の要旨</p> <p>(5) 議題及び議事の概要</p> <p>(6) 議題となった動議及び動議を提出した<u>構成員</u>の氏名</p> <p>(7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨</p> <p>(8) 議決事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>第4章 傍聴</p> <p>(傍聴の許可)</p> <p>第16条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び年齢を<u>総合教育会議傍聴人受付簿</u>（別記様式）に記入し、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第17条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人数の制限)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、必要と認めるときは、傍聴人数を制限することができる。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第19条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。</p> <p>(4) <u>市長</u>の許可を受けずに、写真機、録音機その他録画又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。</p> <p>(傍聴人の退席)</p> <p>第20条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>市長</u>が退席を命じたとき、又は第12条ただし書の規定により秘密会とすることを<u>市長</u>が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>(<u>市長</u>の指示)</p> <p>第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、<u>市長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>第5章 補則</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、<u>会議が</u> _____別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成27年7月21日から施行する。</u></p>	<p>(4) <u>教育長等</u>の報告の要旨</p> <p>(5) 議題及び議事の概要</p> <p>(6) 議題となった動議及び動議を提出した<u>委員</u>の氏名</p> <p>(7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨</p> <p>(8) 議決事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>第4章 傍聴</p> <p>(傍聴の許可)</p> <p>第17条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び年齢を<u>教育委員会会議傍聴人受付簿</u>（別記様式）に記入し、<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第18条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人数の制限)</p> <p>第19条 <u>教育長</u>は、必要と認めるときは、傍聴人数を制限することができる。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第20条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。</p> <p>(4) <u>教育長</u>の許可を受けずに、写真機、録音機その他録画又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。</p> <p>(傍聴人の退席)</p> <p>第21条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>教育長</u>が退席を命じたとき、又は第13条ただし書の規定により秘密会とすることを<u>教育長</u>が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>(<u>教育長</u>の指示)</p> <p>第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>第5章 補則</p> <p>(その他)</p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、<u>教育長が会議に諮って別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成16年11月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成17年1月17日教委規則第1号）</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成27年3月2日教委規則第1号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p>	<p>◆ 地方教育行政法第1条の4第9項及び要綱第9条の規定により、「会議」が定めるものとする。</p> <p>◆ 施行日は、会議で可決された時点から施行することを想定しているため、平成27年7月21日を入れている。</p>
--	---	--

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育委員会の教育長が在職する場合には、その任期中に限り、第1条の規定による改正前の江田島市教育委員会公告式規則第2条第2項、第2条の規定による改正前の江田島市教育委員会会議規則、第3条の規定による改正前の江田島市教育委員会公印規則並びに第4条の規定による廃止前の江田島市教育長職務代行者を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

別記様式（第16条関係）

総合教育会議傍聴人受付簿

受付年月日	氏名	年齢	住所

別記様式（第17条関係）

教育委員会会議傍聴人受付簿

受付年月日	氏名	年齢	住所

協議第1号

江田島の教育，学術及び文化の振興に関する総合的
な施策の大綱案について

平成27年7月21日提出

江田島市長 田 中 達 美

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第2項の規定に基づき，江田島の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるに当たり，会議の意見を求める。

江田島市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

1 学校教育の充実

< 施策の目標（目指す姿） >

生きる力が育まれ，信頼される学校づくりが進んでいます

(1) 学校教育の内容（小中学校）

ア 現状と課題

「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」の知・徳・体の調和がとれ，生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成が求められています。

江田島市の状況を，学力調査，生徒指導上の調査，体力・運動能力調査等において国や県と比較すると，おおむね同水準にあります。しかし，学力における知識・技能を活用する力や体力・運動能力の一部に課題があり，問題行動が発生している状況もあります。

また，グローバル化や情報化が進展している状況があります。

イ 施策の方向

各調査結果を分析し，授業改善等を行うことにより，「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」をバランスよく育成し，その水準を向上させます。

また，急速に進展するグローバル化や情報化への対応を図ります。

ウ 主な取組

(ア) 授業改善等による学力の定着・向上

(イ) 発達段階に応じた道徳教育及び人権教育の推進

(ウ) 集団宿泊活動や自然体験活動等の体験活動の推進

- (エ) 自己指導能力を育成する生徒指導の充実
- (オ) 体力づくりの場の充実等による体力・運動能力の向上
- (カ) 学校・家庭・地域が一体となった食育の推進
- (キ) 言語活動の充実等によることばの教育の推進
- (ク) 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
- (ケ) 教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- (コ) 江田島市内の校種間（小・中・高・特別支援学校）連携の推進
- (サ) グローバル化・情報化に対応する教育の推進

(2) 学校と地域・家庭との信頼関係

ア 現状と課題

信頼される学校づくりのためには、教職員個々の資質・指導力を高めるとともに、学校組織の機能化を図ることが重要です。また、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域との連携を図る必要があります。

各学校では、教職員の資質・指導力の向上を図るため、校内外での研修を計画的に実施しています。また、全教職員が学校の課題を共有し組織的に取り組むため、学校評価を行い、課題の改善を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進しています。

イ 施策の方向

組織的な学校体制のもとで、教職員を育成するとともに、学校評価の充実等を図ることにより、開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域の連携により信頼される学校を目指します。

ウ 主な取組

- (ア) 教職員の資質・指導力の向上（教職員研修の充実、OJT等）
- (イ) 開かれた学校づくりの推進（学校評価の充実、ホーム

ページの充実，学校へ行こう週間の開催等)

(3) 学校施設の整備

ア 現状と課題

児童生徒数が減少する中，学校規模の適正化（学校再編）を図りながら，老朽化した校舎等の耐震化，修繕及び改修を行っています。学校統合による遠距離通学の児童生徒への対応が必要です。

また，急速に進展する情報化に対応するための，ICT機器の整備も計画的に行っています。

イ 施策の方向

安全・安心な教育環境を整備するため，老朽化した校舎等の耐震化，修繕及び改修を行うとともに，学校統合による遠距離通学の児童生徒を支援します。

また，教育の情報化に対応するため，ICT機器の整備を計画的に行います。

ウ 主な取組

- (ア) 学校施設の耐震化及び改修
- (イ) 学校施設・設備の管理・整備
- (ウ) ICT機器の整備
- (エ) 遠距離通学への対応

2 生涯学習の充実

< 施策の目標（目指す姿） >

誰もが生涯を通じて学び，活動し，生きがいを感じ，輝いています

(1) 生涯学習活動の支援

ア 現状と課題

人々が，生涯のいつでも，自由に学習機会を選択して学ぶ

ことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が求められています。

江田島市の生涯学習活動をみると、公民館、図書館などにおいて様々な活動が行われていますが、一方で、参加者が限られていること、若い世代が少ないことなどが指摘されます。

イ 施策の方向

市民ニーズにあった講座を実施するなど、公民館講座の充実を図ります。

また、内容の検討、積極的な広報等を行い、市美術展など文化芸術に接する機会の充実を図るとともに、児童や青少年の居場所づくり、体験学習などの機会の確保・充実に取り組みます。

更に、人権教育啓発の効果的な事業展開や、図書館利用について、市民の要望や意見等を参考にしながら利便性を高め、利用者の増加に努めます。

ウ 主な取組

(ア) 市民ニーズに応じた公民館学習の支援や交流機会の提供

(イ) 講演等による人権教育の推進

(ウ) 公立図書館の連携や読書グループの育成などによる図書館サービスの充実

(エ) 文化芸術を鑑賞する機会の確保

(オ) 放課後の遊びや生活の場の確保

(2) 社会教育施設の整備

ア 現状と課題

江田島市には、生涯学習を支える施設などが多数ありますが、類似した施設が近隣に立地しているケースがあることや施設の老朽化などが指摘されます。

人口減少や厳しい財政状況が続く中、公共施設の役割分担

や連携などを検討しながら、全市的な視野に立って社会教育施設などのあり方を明らかにし、再編・整備や有効活用に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向

生涯学習の活動拠点となっている施設・備品の老朽化等により、管理運営に課題が生じている現状を踏まえ、計画的な改修・修繕や有効活用を進めるとともに、社会教育施設の再編・整備について検討します。

ウ 主な取組

社会教育施設の効率的な管理運営

(3) 伝統文化・文化財の保存

ア 現状と課題

江田島市には、海上自衛隊（旧海軍兵学校）のレンガ建築をはじめ、数多くの歴史遺産や美しい風景が息づいているとともに、各地域において伝統行事などが継承されています。

しかし、こうした歴史遺産などが十分生かされていない面があったり、人口減少や高齢化等により、保存・活用が難しくなったりしている現状があります。

また、伝統文化や文化財の保存などに関わる団体の会員数が増えないという課題があります。

イ 施策の方向

江田島市外の人々の関与も考慮しつつ、伝統文化や文化財の保存などに関わる団体を活性化します。

市民の文化財についての興味や関心を高めるとともに、文化財の保存・管理を適切に行い、地域の宝である文化財を次世代に継承していきます。

ウ 主な取組

(ア) 伝統文化・芸能の保存・継承

(イ) 古文書研修等と連携した文化財の保存・管理の推進，

継承

(ウ) 歴史・郷土施設の活性化

3 スポーツの振興

< 施策の目標（目指す姿） >

誰もが、興味や体力等に応じて、スポーツ・レクリエーションに親しんでいます

(1) スポーツ・レクリエーションの普及・振興

ア 現状と課題

江田島市では、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツを楽しむ、明るく住みよい地域づくりに貢献することを目的として、平成22年2月に総合型地域スポーツクラブが設立されました。

また、社会体育施設だけでなく、海と島の特色を生かした屋外におけるスポーツ・レクリエーションの環境を備えています。

イ 施策の方向

地域で行う運動会をはじめ、各種スポーツ大会において、スポーツ推進委員や運動普及推進員などと連携し、体力づくりや健康づくりの普及・推進を図ります。

総合型地域スポーツクラブについては、市民ニーズに対応した運営を行うために、事務局体制の強化や指導者のスキルアップ、運営プログラムの充実などを図っていくとともに、市体育協会、スポーツ少年団など地域団体と連携し充実に努めます。

ウ 主な取組

(ア) 地域スポーツの振興

(イ) ジュニアスポーツの振興

(ウ) 競技スポーツの振興

(エ) マラソン大会などのスポーツイベントの開催

(2) 社会体育施設の整備

ア 現状と課題

江田島市には、スポーツセンターや武道館、体育館など、スポーツ・レクリエーション施設が多数立地していますが、施設の老朽化や立地的な偏りなどが指摘されます。

イ 施策の方向

スポーツ活動の場となっている施設・備品の老朽化等により、管理運営に課題が生じている現状を踏まえ、計画的な改修・修繕や有効活用を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設などの再編・整備について検討します。

ウ 主な取組

スポーツ施設の効率的な管理運営

4 対象とする期間

平成27年度から平成31年度まで

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）抜粋

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」^{※1}を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

（※1）生きる力：いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力

（確かな学力^{※2}） 世界トップの学力水準を目指す。

（※2）確かな学力：①基礎的・基本的な知識・技能の習得，②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等，③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度

（豊かな心） 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

（健やかな体） 今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

成果目標2（課題探求能力の修得）

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」[※]を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

（※課題探求能力：主体的に変化に対応し、自らの将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力）

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力[※]を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

（※力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性など）

成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力[※]を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

(※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性，チャレンジ精神，異文化理解，日本人としてのアイデンティティ，創造性など)

成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。

これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

成果目標 7 (安全・安心な教育研究環境の確保)

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

成果目標 8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

（1） 地方公共団体の長

（2） 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（服務等）

第11条 略

2～7 略

8 教育長は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第12条 前条第1項から第3項まで、第6項及び第8項の規定は、委員の服務について準用する。

2 略

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- (11) 学校給食に関する事。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- (13) スポーツに関する事。
- (14) 文化財の保護に関する事。
- (15) ユネスコ活動に関する事。
- (16) 教育に関する法人に関する事。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 大学に関する事。

- (2) 幼保連携型認定こども園に関する事。
- (3) 私立学校に関する事。
- (4) 教育財産を取得し、及び処分する事。
- (5) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- (6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

教育基本法（平成18年法律第120号）抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。